

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（抜粋）

(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	コンテンツ流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業（権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築）を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合のとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI 技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>a:平成30年度中に検討開始、平成31年度結論・措置</p> <p>b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 経済産業省</p> <p>b:総務省 文部科学省</p>